

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(経済産業省28-5-4)

<p>施策名</p>	<p>5-4 環境</p>	<p>担当部局名</p>	<p>産業技術環境局環境政策課</p>	<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>平成29年8月</p>
<p>施策の概要</p>	<p>○地球温暖化対策 全ての主要排出国が参加する公平で実効性ある国際枠組みのもと、主要排出国がその能力に応じた排出削減に取り組むよう国際交渉に取り組むとともに、「美しい星への行動(ACE2.0)」を着実に実施する。官民併せた途上国支援、革新的環境エネルギー技術の開発、二国間クレジット制度(JCM)等を通じた優れた低炭素技術の海外展開を推進する。また、環境に配慮した事業活動の促進等により、経済と両立する形でしっかりと取り組む。</p> <p>○資源循環の推進、環境負荷の改善 資源生産性、循環利用率、最終処分量等の改善を図り、廃棄物等の発生抑制(リデュース)、部品等の再使用(リユース)、使用済み製品等の再利用(リサイクル)を促進し、循環型社会の形成を推進する。また、産業活動との両立を図りつつ環境負荷問題の改善に向けた施策を推進する。</p>			<p>政策体系上の位置付け</p>	<p>5 エネルギー・環境</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>○国連気候変動枠組条約の下のカンクン合意に基づく2020年までの3.8%以上(暫定)削減目標を達成する(暫定)。 ○我が国の約束草案(温室効果ガス排出削減目標)に掲げた2030年度26%削減目標の達成に向けて、「地球温暖化対策計画」を策定し、同計画に基づき地球温暖化対策を着実に実施する。 ○「攻めの地球温暖化外交戦略」を推進し、地球温暖化問題に着実に対応しつつ、国際的に競争力ある経済活動を継続させる。 ○環境と経済が両立した経済社会(環境調和型経済社会)の構築をする。 ○廃棄物等の発生抑制(リデュース)、部品等の再使用(リユース)、使用済み製品等の再利用(リサイクル)を促進することで、資源の有効な利用の促進を図る。 ○産業界の取組の状況や社会全体で要するコストを踏まえた合理的な環境規制を通じ、環境負荷物質の排出を抑制し、環境を保全する。</p>			<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>○エネルギー基本計画(平成26年4月11日) ○第27回地球温暖化対策推進本部資料(平成25年11月15日) ○日本の約束草案(平成27年7月17日) ○「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取り組み方針」(平成28年3月15日) ○環境エネルギー技術革新計画(平成25年9月13日) ○「環境を『力』にするビジネス」新戦略(産業構造審議会産業と環境小委員会)(平成21年6月) ○第三次循環型社会形成推進基本計画(平成25年5月31日閣議決定)において、平成32年度において資源生産性を46万円/トン、循環利用率を17%、最終処分量を1,700万トンとすることが目標とされている。 ○レアメタルリサイクルに関する中間取りまとめ(産業構造審議会・中央環境審議会 合同会合)(平成24年9月)において、2010年代後半までの期間を「条件整備期間」と位置づけ、レアメタルのリサイクルが経済的に成り立つ状況の実現を目指し対策を講じるとされている。 ○インフラシステム輸出戦略(平成27年6月2日)において、リサイクル分野においてポテンシャルを有する中小・中堅企業への支援、地方自治体の海外展開について後押しするとされている。 ○第四次環境基本計画(平成24年4月27日) ○「日本再興戦略」-Japan is BACK-(平成25年6月14日)において、レアメタル等の資源再利用について推進するとされている。 ○規制改革実施計画(平成25年6月14日)において、容器包装リサイクル法における入札制度を含め、プラスチック製容器包装の再商品化の在り方を根本から再検討することとされている。 ○規制改革実施計画(平成26年6月24日 閣議決定)において使用中の微量PCB含有機器についての処理方を検討することとされた。 ○改正PCB特措法(平成28年5月2日公布)において、PCB廃棄物の早期処理に向けた規制が強化された。 ○事業者等による揮発性有機化合物(VOC)排出抑制のための自主的取組促進のための指針(産業構造審議会 産業環境対策小委員会)(平成25年11月19日) ○事業者の申請・事務手続きの簡素化や書類への記載ミス無くす観点から、申請書類の国際様式化をはかるため省令を改正(特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令)(平成27年9月1日施行)。 ○大気汚染防止法 第29条、水質汚濁防止法 第25条において、事業者の設備投資に対する国の支援が規定されている。 ○改正土壌汚染対策法(平成22年4月1日施行)において、一定規模以上の土地の形質変更時の届出義務化、汚染土壌の排出規制強化、自然由来物質に係る規制強化等が行われた。さらに、平成28年度には同法の見直しが行われる予定である。</p>
<p>施策の予算額(執行額) (百万円) ※24年度は補正予算、予備費は含まない。</p>	<p>26年度 20,308 (18,516)</p>	<p>27年度 18,291 (12,179)</p>	<p>28年度 13,238</p>	<p>施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>○第183回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成25年2月28日) ○第186回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成26年1月24日)</p>

【測定指標】

測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
1 地球温暖化対策の推進	着実な施策の実施(※) ※具体的には以下を実施予定 ①パリ協定実施のための交渉に寄与する。 ②我が国と相手国で構成するJCMの合同委員会等の開催 ③ICEFの開催(COP21決定・パリ協定の実施に向け、エネルギー・環境技術のイノベーション促進に向けた国際連携・国際共同開発を推進) ④地球温暖化対策計画に基づいた施策を実行する等		28年度		地球温暖化対策の施策全体の目標の達成度合いは、複数の測定指標及び参考指標により、総合的に評価すべきものであるため。 ①COP21決定において、パリ協定の実施に向けた交渉を行う旨、記載されているため。 ②「攻めの地球温暖化外交戦略」において、JCM関係国との協議を加速する旨を記載しているため。 ③我が国の優れた環境エネルギー技術で世界に貢献する「攻めの地球温暖化外交戦略」の推進に向け、イノベーションの加速を通じた地球温暖化問題解決のため、世界の産学官トップが一堂に会し、議論する「Innovation for Cool Earth Forum(ICEF)」(いわば、「エネルギー・環境技術版ダボス会議」)を、毎年開催していることとしているため。また、COP21決定のパリ協定において、イノベーションの重要性が位置づけられているため。 ④地球温暖化対策計画(平成28年5月閣議決定)において位置づけられているため。							
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
2 2030年において2013年度比温室効果ガス26%削減	14.8億トン	基準年度 25年度	目標値 25年度比 ▲26%	目標年度 42年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	平成28年3月に閣議決定した「地球温暖化対策計画」に示された我が国の温室効果ガス削減目標に基づくもの。
					-	-	-	-	-	-	-	
					13.64億トン	集計中	-	-	-	-	-	

測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
3 資源循環の推進、環境負荷の改善	<p>着実な施策の実施(※)</p> <p>※具体的には以下を実施予定</p> <p>①容器包装リサイクル制度の見直しに関し、中央環境審議会と産業中央環境審議会と産業構造審議会の合同会議における施行状況の点検等を踏まえ、必要な措置を講じる</p> <p>②小型家電リサイクル制度を総合的かつ計画的に推進するため、産業構造審議会ワーキンググループ等におけるフォローアップを実施し、必要な措置を講じる</p> <p>③アジアにおいて適正な資源循環システムを構築するために、政策対話や実現可能性調査等を実施する</p> <p>④揮発性有機化合物(VOC)セミナーを5件以上開催するとともに、産構審産環小委を開催し、特有の自主的取り組みのフォローアップを行う</p> <p>⑤バーゼル法に基づく輸出入の承認の審査及び移動書類の写しの送付を円滑に実施する</p> <p>⑥財政投融資措置の適用期限を延長する。</p>	28年度	<p>資源循環の推進、環境負荷の改善の施策全体の目標の達成度合いは、資源生産性等を踏まえ総合的に判断するべきであるが、それらの実績値は、当該年度の2年後に公表されるため、参考指標としてトレンドを把握した上で、その他の測定指標とともに、総合的に判断するため。</p> <p>①容器包装リサイクル法附則の見直し規程、また規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)において、容器包装リサイクル制度の見直しを行うこととされているため。(法附則の見直し規程には、実施期間の記載はなし。他方、規制改革実施計画では、平成25年度検討開始、平成26年度結論を得次第措置とされている。)</p> <p>②使用済小型電子機器等に利用されている有用金属等の回収・リサイクルを促進し、資源の有効利用の確保に資することを目的として、平成25年4月より小型家電リサイクル制度が開始されているため</p> <p>③エネルギー基本計画では、エネルギーを効率的に活用するための技術やノウハウを国際展開していくとされており、第三次循環型社会形成推進基本計画、インフラシステム輸出戦略においては、リサイクル分野の海外展開を推進するとされているため</p> <p>④浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの生成原因であるVOCの排出を抑制するため、VOC排出抑制に係る自主的取組を更に充実させるべく、出来るだけ多くの企業に自主的取組活動に参加してもらう必要があるため。</p> <p>⑤廃鉛蓄電池や石炭灰などの特定有害廃棄物等の再生又は回収用目的等のための輸出入が年々増加しており、それに伴い、バーゼル法の輸出入承認に係る審査案件が増加している。平成27年におけるバーゼル法に基づく輸出入承認の件数は264件、移動書類の交付実績は1866件にのぼっており、28年度においても審査及び交付件数は高水準で推移する傾向を示している一方、申請者は円滑な輸出入を期待していることから、引き続き、円滑な審査及び送付業務の実施が必要であるため。</p> <p>⑥環境・エネルギー対策資金は、中小事業者が環境法制を遵守しながら、事業活動を継続できるよう、公害防止対策設備の導入を行う際に活用できる融資制度であり、引き続き措置する必要がある。</p>

【参考指標】

測定指標	基準値		見込み		年度ごとの見込み 年度ごとの実績値								参考指標の選定理由及び見込み値の設定の根拠
					基準年度	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
	1 年間のJ-クレジット認証量(経済産業省予算相当分)(万t-CO2)	-	-	160.3	平成32年度までの累計認証量	2.2	3.4	17.3	40	71.3	111.5	160.3	
2 二国間クレジット制度の署名国数	-	-	16	平成28年時点の署名国数	-	-	-	16	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 二国間クレジット制度の署名国数については、「攻めの地球温暖化外交戦略(平成25年11月15日発表)」に基づき、平成28年までに署名国を16カ国までに増加させることを目指すことになっているため。 	
測定指標	基準値		目標		年度ごとの実績値							参考指標の選定理由及び見込み値の設定の根拠	
					基準年度	年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度		26年度
3 資源生産性	25万円/トン	平成12年度	46万円/トン	平成32年度	37.9	37.4	38.6	38.2	37.8	集計中	集計中		<ul style="list-style-type: none"> 循環型社会形成推進基本法に基づく第3次循環型社会形成推進基本計画(平成25年5月31日閣議決定)において、資源生産性について、平成32年度までに46万円/トンにすることが目標とされているため。
4 循環利用率	約10%	平成12年度	17%	平成32年度	14.9	15.3	15.3	15.2	16.1	集計中	集計中	<ul style="list-style-type: none"> 循環型社会形成推進基本法に基づく第3次循環型社会形成推進基本計画(平成25年5月31日閣議決定)において、循環利用率について、平成32年度までに17%にすることが目標とされているため。 	
5 最終処分量	約56百万トン	平成12年度	1700万トン	平成32年度	19百万トン	19百万トン	17百万トン	18百万トン	16百万トン	集計中	集計中	<ul style="list-style-type: none"> 循環型社会形成推進基本法に基づく第3次循環型社会形成推進基本計画(平成25年5月31日閣議決定)において、最終処分量について、平成32年度までに1700万トンにすることが目標とされているため。 	

【達成手段一覧】

達成手段	予算額計(執行額) (百万円)			開始 年度	関連する 指標	達成手段の概要等	再掲	平成28年 行政事業 レビュー 事業番号
	26年度	27年度	28年度					
1 地球温暖化対策技術普及等推進事業	1,449 (1449)	905 (906)	3,201	平成23年度	-	JCM実証プロジェクトを実施するには、方法論の承認やプロジェクト登録が必要となることから、我が国と相手国で構成するJCMの合同委員会の開催が見込まれる。また、JCM実証プロジェクトを着実に実施することにより、相手国において、温室効果ガス排出削減に寄与することが見込まれる。	-	0292
2 国連気候変動枠組条約事務局拠出金(京メカ関連)	26 (26)	29 (29)	27	平成19年度	-	本事業は京都メカニズムを通じて途上国における排出削減を促進するものであり、我が国としても企業が国別登録簿を利用できるようにすることにより世界全体の温室効果ガス削減に貢献する観点から、地球温暖化対策の推進の着実な施策の実施に資するものである。	-	0433
3 国連気候変動枠組条約事務局拠出金	18 (18)	21 (0)	23	平成20年度	1	本事業は、人材を派遣して条約事務局の作業に従事させることを通じて、国際交渉における将来枠組みの検討に貢献するとともに、全ての国が参加する公平で実効性ある枠組の構築を目指すものであり、上位施策の定性的指標である「1 地球温暖化対策の推進」のうち、「パリ協定実施のための交渉に寄与する。」とする目標に貢献するものである。	-	0434
4 国連気候変動枠組条約技術メカニズム拠出金	11 (11)	61 (61)	106	平成25年度	1	資金拠出を通じて、GTCNIにおける途上国への技術移転に関する議論に積極的に関与することによって、我が国が持つ最先端優良技術を戦略的に普及させ地球規模での効果的な温室効果ガス削減に寄与していくという本事業の目的は、「攻めの地球温暖化外交戦略」の要素の一つである「技術の普及(日本の誇る低炭素技術を展開し、温暖化対策と経済成長を同時実現。)」に対して貢献するものであり、上位施策の達成すべき目標である「攻めの地球温暖化外交戦略」を推進し、地球温暖化問題に着実に対応しつつ、国際的に競争力ある経済活動を継続させる、と合致するものである。	-	0435
5 資源有効利用促進等資金利子補給金	22 (11)	27 (19)	15	平成20年度	-	事業者が、金融機関から1億円以上の融資を受け、3Rの促進に資する設備の設置・改善等を行う場合に、事業者の金利負担を軽減するため、融資残高の0.4%を上限として、金融機関に利子補給金を交付することで、上記指標の改善に寄与。	-	0436
6 認証排出削減量等取得委託費	7 (3)	5 (3)	11	平成18年度	-	京都メカニズムは途上国における温室効果ガス排出削減を促すものであり、本事業は地球温暖化対策の推進に資する。	-	0437
7 気候変動適応効果可視化事業	-	120 (114)	104	平成27年度	-	本事業は、我が国の優れた技術の途上国への普及を通じ、気候変動による影響へ適応するための対策(適応策)を促すものであり、地球温暖化対策に資する。	-	0438
8 地球温暖化問題等対策調査	335 (269)	302 (237)	257	平成25年度	1,2,3	本事業により関係法令の施行状況の把握、法令の見直しのための調査・分析が可能となり、資源循環の推進・環境負荷の改善につながった。	-	0439
9 中小企業等産業公害防止対策調査費((1項)環境経営・競争力強化費)(事務費)	162 (139)	160 (97)	159	平成20年度	3	本事業の調査結果は、産構審、中環審等での審議や施策立案に活用されるなど、我が国における公害防止及び環境保全に関する政策の企画立案のための基礎資料として活用されており、当該政策の実施を通じて環境負荷の軽減に寄与する。	-	0440
10 中小企業等産業公害防止対策調査費((1項)資源循環推進費)(事務費)	39 (30)	38 (29)	38	平成20年度	-	省資源・再資源化政策を進めるための基礎的な調査を実施し、施策に反映させることで、上記指標の改善に寄与。	-	0441

11	低炭素技術輸出促進人材育成事業費補助金	840	(670)	800	(800)	900	平成26年度	1	本事業を実施することにより、産業界の取組状況や要するコストを踏まえた合理的な事業活動を通じ、環境負荷物質の排出を抑制し、環境を保全することが見込まれる。	-	0442
12	温暖化対策基盤整備関連調査委託費	80	(74)	115	(103)	165	平成16年度	1.2	地球温暖化に関する国内外の最新の研究データ収集や国際動向の調査・分析を行った結果、国際的な取組の構築や温室効果ガス排出削減を促す施策の取組に繋がり、結果として地球温暖化対策の推進につながった。	-	0443
13	二酸化炭素削減技術実証試験事業費	13,636	(12704)	11,884	(9076)	6,900	平成21年度	-	温室効果ガスの大幅削減を実現するためには、技術革新とその普及が重要であるが、本事業は、二酸化炭素排出量の大幅削減に有望な技術であるCCS技術の実用化を目的として、大規模実証試験や安全性向上、コストの大幅低減のための研究開発への取組みを行うものである。	-	0445
14	認証排出削減量等取得委託費	57	(25)	43	(28)	77	平成18年度	-	京都メカニズムは途上国における温室効果ガス排出削減を促すものであり、本事業は地球温暖化対策の推進に資する。	-	0446
15	二国間クレジット取得等インフラ整備調査事業委託費	440	(334)	422	(327)	580	平成23年度	1	本事業を実施することによって、我が国と相手国から構成するJCMの合同委員会の開催が見込まれる。合同委員会を開催することによって、JCMをより一層促進することができる。	-	0448
16	地球環境国際連携事業	471	(399)	470	(431)	575	平成24年度	-	・COP21において、「全ての国が参加する公平かつ実効的な枠組」であるパリ協定が採択 ・平成27年7月17日、我が国の約束草案(温室効果ガス排出削減目標)を国連に提出 等	-	0449
17	グリーン貢献量認証制度等基盤整備事業委託費	620	(449)	578	(481)	440	平成25年度	-	本事業を実施することにより、事業者等が行う省エネ・再エネ投資による温室効果ガスの排出削減量がクレジットとして見える化され、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく調整後温室効果ガス排出量の報告やカーボン・オフセット等クレジットを活用した排出削減活動が促進されることにより、地球温暖化対策の推進につながった。	-	0450
18	二酸化炭素貯留ポテンシャル調査事業費	452	(425)	837	(518)	1,961	平成26年度	-	温室効果ガスの大幅削減を実現するためには、技術革新とその普及、基盤整備が重要であるが、本事業は、二酸化炭素排出量の大幅削減に有効な技術であるCCS技術の実用化を目的として、CCSを実施する候補地として有望な地域を対象に探査・解析等を行うものである。	-	0452
19	二酸化炭素固定化・有効利用技術実証支援事業	100	(48)	80	(39)	50	平成26年度	-	温室効果ガスの大幅削減を実現するためには、技術革新とその普及が重要であるが、本事業ではCCU技術の実用化及び有効活用を目的とし、実用化に向けた実証試験等の取組みを行った。	-	0453
20	二酸化炭素回収技術実用化研究事業費	-	-	460	(460)	535	平成27年度	-	温室効果ガスの大幅削減を実現するためには、技術革新とその普及が重要であるが、本事業は、二酸化炭素排出量の大幅削減に有望な技術であるCCS技術の実用化を目的として、コストの大幅低減や安全性向上のための研究開発への取組みを行うものである。	-	0454
21	地球温暖化対策技術等国際連携推進事業	-	-	150	(150)	200	平成27年度	1	本会議にハイレベルなスピーカー・出席者を世界から集めることで、技術による温暖化問題の解決こそが重要であるとの世論の形成を行うと共に、エネルギー・環境技術分野における国際的な評価を獲得し、我が国がエネルギー・環境技術分野のイノベーションの発信地となることで、総理が提唱する「技術で世界に貢献する」という日本の立ち位置を世界に示すことが可能。	-	0455
22	アジア省エネルギー型資源循環制度導入実証事業	-	-	-	-	150	平成28年度	-	資源・エネルギーの安定供給を促進し、資源リサイクルにおける温室効果ガス排出量を削減するため、政策対話や実現可能性調査等を踏まえた実証事業を実施し、アジア大での省エネルギー型資源循環制度を実現させることで、上記指標の改善に寄与。	-	新28-0024

23	二酸化炭素大規模地中貯留の安全管理技術開発事業	-	-	900	平成28年度	-	温室効果ガスの大幅削減を実現するためには、技術革新とその普及が重要であるが、本事業は、二酸化炭素排出量の大幅削減に有望な技術であるCCS技術の実用化を目的として、大規模実証試験や安全性向上、コストの大幅低減のための研究開発への取組みを行うものである。	-	新28-0044
24	環境・エネルギー対策資金(廃棄物処理・3R関連)	-	-	-	(中小)昭和40年度 (国民)昭和45年度	-	3Rや適正な廃棄物処理を進めるため、民間事業者等が3R関連施設や産業廃棄物処理施設を導入する際に低利融資を実施。	-	-
25	環境・エネルギー対策資金(公害対策関連)	-	-	-	(中小)昭和40年度 (国民)昭和45年度	-	環境負荷物質の排出削減を図るため、民間事業者等による大気汚染防止・水質汚濁防止等の公害防止設備の導入に対して融資を実施。	-	-
26	環境・エネルギー対策資金(自動車NOx・PM法・オフロード法関連)	-	-	-	(中小)平成13年度 (国民)平成13年度	-	環境負荷物質の排出削減を図るため、事業者による排出基準適合車の取得に対して融資を実施。	-	-
27	環境・エネルギー対策資金(アスベスト関連)	-	-	-	(中小)平成17年度 (国民)平成17年度	-	アスベストによる健康被害を防止するため、民間事業者等によるアスベスト対策に対して融資を実施。	-	-
28	公害防止用設備に対する固定資産税の課税標準の特例措置(汚水・廃液処理施設)	-	-	-	昭和35年	-	事業者が汚水・廃液処理施設を導入した場合、固定資産税の課税標準の特例措置が認められる。(特例率:1/6~1/2)	-	-
29	公害防止用設備に対する事業所税の課税標準の特例措置	-	-	-	昭和50年	-	事業者が一般公害防止用設備を購入した場合、事業所税の課税標準の特例措置が認められる。(特例率:1/4)	-	-